

Ⅱ 藤女子大学転部、転科に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、藤女子大学学則第 29 条の 2 第 3 項の規定に基づき、転部、転科に関して必要な事項を定める。

(条件)

第 2 条 所属する学部から他学部への転部、所属する学部の他学科への転科は、定員に余裕のある場合に限り、これを許可することがある。

(年次)

第 3 条 転部または転科の受入年次は、当該学科が定める。

(資格)

第 4 条 転部又は転科を志願することができる者は、転部、転科を志願する時期に、在籍する学科の卒業要件にかかわる修得単位数が 30 単位以上となる見込みの者でなければならない。

(出願)

第 5 条 転部又は転科を希望する者は、所定の期日までに、下記の書類に選考料を添えて学長に願い出なければならない。

- (1) 転部・転科願書
- (2) 成績証明書
- (3) 選考料

(選考)

第 6 条 転部、転科の選考は、書類審査及び所定の試験による。

(許可)

第 7 条 転部、転科の許可は、当該学科が行う選考の結果に基づき、当該学部教授会の議を経て学長が行う。ただし、在籍する学科の卒業要件にかかわる修得単位数が 30 単位未満の場合は、転部、転科の許可は取り消される。

(手続)

第 8 条 転部、転科の許可を得た学生は、指定の期日までに、所定の手続きをしなければならない。

(単位の認定)

第 9 条 転部、転科の許可を得た学生の既修得単位の取扱いについては、別に定める。

2 転部、転科に関する既修得単位の取扱いについては、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、2003年4月1日から施行する。
- 2 平成10年4月1日制定の藤女子大学転部、転科に関する規程は廃止する。

附 則

この規程は、2010年7月14日から施行する。

附 則

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。